

長野県土木工事施工管理基準の一部改定について

建設部技術管理室

1 改定対象

- ・土木工事施工管理基準〔令和4年版（10月1日適用）〕

2 改定内容

①コンクリート圧縮強度試験基準

無筋コンクリートと鉄筋コンクリートの特記事項（追加実施）を廃止

以下の数量は試験実施の目安とする。

（無筋コンクリートの場合）

打設日1日に100m³ごとに1回試験を実施する。

（鉄筋コンクリートの場合）

打設日1日に50m³ごとに1回試験を実施する。

②コンクリートブロック積（張）施工時の生コンクリートスランプ試験・

圧縮強度試験・空気量測定基準

総使用量が10m³未満の場合は、生コンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができることとする

3 その他 「土木工事施工管理基準」見え消しのとおり

令和5年4月1日以降に起工起案する工事から適用する。